

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 116 回 債務免除益に対する課税の軽減措置～平成 17 年度税制改正より

企業再生をより円滑に実行できることを目途として、平成 17 年度の法人税法改正で、債務免除益に対する課税が改正されました。債務免除とは文字通り、債権者が債務者に対して、その債権の放棄をすることです。放棄された方は、その債権と同等の利益を得ることとなりますので、その利益（債務免除益）に対する課税が発生します。

しかし、企業再建を行うような赤字会社では、過去の欠損金があることが通常です。そのうち法人税法上、青色欠損金と災害損失金は 7 年間の繰越控除が適用できますので、債務免除益はこれらの欠損金と相殺され、事実上課税を免れることが実際の話と言えましょう。会社更生法等の適用による再建に関してのみは、この 7 年分でも相殺しきれない債務免除益による益金がある場合に限り、期限切れ欠損金との相殺を認めていたのが、従前の法人税法でした。

それが今回の改正では、その適用順序が逆になりました。青色欠損金と災害損失金の 7 年間繰越控除を適用する前に、期限切れ欠損金から先に相殺することが認められました。更にこの軽減措置は会社更生法等の適用による債務免除益だけではなく、私財提供益、資産評価益についても、同様の扱いをすることとなりました。つまり、債務免除益から、資産時価評価から純評価損があればまず最初に相殺、次いで期限切れ欠損金を相殺、それでもまだ、免除益のほうが多い場合、青色欠損金等を相殺することとなります。

これにより、青色欠損金等が残れば、他の益金との相殺が可能となり、あるいは翌年度に繰り越す事もできるようになりました。

実際は、この規定が適用できる再建事案（再建計画）が決められていて、どんな会社でもすぐ適用になるとは限らないこと、注意しなければなりません。

会社更生法、商法、民事再生法等法的手続きは全て適用しますが、注目されるのは、「合理的な私的整理手続き」も OK となっている点です。この要件の詳細を書くスペースは、残念ながらありませんが、簡単に言えば以下の 5 つとなります。

一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則に従って、債務処理計画が策定されていること。

手続きは公正かつ適正なものと認められていること。

資産評定に基づき貸借対照表が作成されていること。

前述の貸借対照表や事業計画に基づいて免除額が定められていること。

2 以上の金融機関によって債務免除が行われていること。

顧問税理士や税務署にお聞きください。今回はちょっとした、情報提供でした。